

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊和歌山駐屯地
第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨

下記のとおり一般競争入札を実施する。「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済自動車(被けん引車等)の売払い
- (2) 規 格 : 別紙及び仕様書のとおり
- (3) 履行場所 :
 - ア 引き渡し(搬出)場所
和歌山県日高郡美浜町和田1138 陸上自衛隊和歌山駐屯地
 - イ 解体等実施場所
契約相手方の指定する場所
- (4) 履行期限
 - ア 引き渡し(搬出)期限
令和8年7月31日(金)
なお、代金納付の日から5日以内とする。
また、契約締結後、書類審査として2週間程度を要するため、引取(搬出)日の決定は官側からの通知後となることを了承すること。
 - イ 解体等期限
引き渡し後3か月以内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域の「物品の買受け」C等級以上を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 自動車リサイクル法に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業)を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に再委託する場合は、入札時までに再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官の承認を受けた業者に限定する。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (11) 過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者(以下「未提出者」という。)がないかを確認した上で承認する。
- (12) 中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、第398会計隊和歌山派遣で令和8年5月13日(水)から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。(土曜・日曜・祝日を除く08:30~16:30)
- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)

4 入札(現場)説明会

- (1) 一同に会しての入札(現場)説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別実施するので、第398会計隊和歌山派遣隊に連絡すること。

現場確認可能期間：令和8年5月13日(水)～令和8年5月28日(木)(20日及び土曜・日曜・祝日を除く。)

- (2) 入札(現場)説明会に参加しない者は、現場現物の未確認による紛争防止のため、当該事項に起因する苦情の申立てを行わないことを同意の上、競争入札に参加すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所：陸上自衛隊和歌山駐屯地 本部庁舎2F会議室
(2) 入札日時：令和8年5月29日(金) 10時00分

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
(2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 契約違反を認めた場合の損害賠償請求等

自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

8 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：総額
(2) 予定価格の範囲以上で最高価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)
(4) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用及び必要となる法令上の各種手続きは、買受人の負担とする。

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
(2) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
(3) その他入札に関する条件に違反した(同意しない)者のした入札

10 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。なお、標準契約書の「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「売払い物品の解体に関する特約条項」を適用し、契約書に付す。

なお、「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破碎の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする」に読み替えて使用する。また、契約書には仕様書を添付する。

11 違約金等

解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

12 その他

- (1) **郵便入札は、令和8年5月28日(木) 17時00分必着分**までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。再度入札になった場合は、別途連絡する。
(2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
(3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。
(4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第398会計隊和歌山派遣隊で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
(5) 引取(搬出)時期は、平日08時30分から16時30分までとする。(土曜・日曜・祝日を除く。)
(6) 売払物品は現状引渡しであり、契約締結後、防衛省は当該物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人が当該物品に不具合、隠れた瑕疵等を発見した場合でも契約代金の減免、損害賠償の請求、契約の解除等は実施できない。
(7) 所有権移転の時期は、契約者が契約担当官に対して解体及び破碎の完了を届け出て、契約担当官が承認した時とする。
(8) 当該売払車両部品(外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン・ボデーなどの外装部品及びフレームを除く。)を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
(9) **市場価格調査は、令和8年5月27日(水)まで**にFAX又はメールでご提出をお願いします。
(10) 再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は再委託承認申請の承

認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。なお、確認期間は令和8年5月28日(木)までとする。

(11) 問い合わせ先

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田 1138 陸上自衛隊和歌山駐屯地

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

第398会計隊和歌山派遣隊 担当：高橋

TEL：0738-22-2501（内線347）FAX：0738-22-2502（直通）

メール：ma349fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

第304水際障害中隊 担当：木村、松嶋

TEL：0738-22-2501（内線235）

本公告は、陸上自衛隊和歌山駐屯地第398会計隊和歌山派遣隊

陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊

陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊

自衛隊和歌山地方協力本部

及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示する。



不 用 物 品 売 払 車 両 一 覧 表

連 番	品 名	車 番	型 式	車台番号	リサイクル券番号	備 考
1	業務車2号	9674	DBF-VY12	VT12-052070	0510-3120-1560	ショックアブソーバーの取り付けボルト(右側)破損
2	1t水タンクトレーラ(1000L)	68-7829	トレクスWT-1000	T-52845	/	フレームの車台番号削除

材 質 別 重 量 区 分 算 定 表 合 計 (単 位 : kg)

装備品等名：自衛隊官用車

部隊名：第304水際障害中隊

内 訳	構 成 (等級) 数	鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	合 計
		鋳物	HS	H1	H2	級外	並	下	真鍮	鋳物						
業務車2号	1		148	29	88	287	3	2	4	3	64		19	1	37	685
1t水タンクトレーラー	1	70	720	25					5					85	5	910
																0
																0
合計	2	70	868	54	88	287	3	2	9	3	64	0	19	86	42	1,595

採 取 部 品	ホイール		22													22
	タイヤ													31		31
	チューブ															0
	バッテリー											7				7
	その他		15		26	25	2							10	15	93
採取部品重量		0	37	0	26	25	2	0	0	0	0	7	0	41	15	153

売 払 総 重 量	70	905	54	114	312	5	2	9	3	64	7	19	127	57	1,748
-----------	----	-----	----	-----	-----	---	---	---	---	----	---	----	-----	----	-------

標準解体工数材料表

1 t 当 た り の 解体工数 (人時)	1 t 当 た り の 使 用 材 料	
	アセチレン (kg)	酸素 (m³)
4	0.6	2.2

調達要領指定書	売払要求番号	第2号
	調達要求年月日	令和8年5月13日
	作成部課	第304水際障害中隊
	作成年月日	令和8年5月13日
品名	使用済車両	
仕様書番号		
<p>指定事項：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売払い車両の引渡しは和歌山駐屯地内（和田訓練場）とする。 2 引渡し時期：契約日～令和8年7月31日（金）までの期間 3 材質別部品については、和歌山駐屯地で確認の上で移送とする。 4 仕様書に示された書類の提出先は、第304水際障害中隊管理隊補給班とする。 		

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い		G V - Z 0 0 1 0 1 6	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 8 年 3 月 5 日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合は（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後15日以	図2による。
5	破砕証明書 ^{d)}			内	図3による。
<p>注^{a)} 調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。</p> <p>注^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。</p> <p>注^{d)} 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。</p>					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇 〇〇 殿

住 所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称, 車台番号及び数量 (多数の場合は別紙で整理可能)
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称, 車台番号及び数量 (多数の場合は別紙で整理可能)
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊和歌山駐屯地
第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

¥ _____

(消費税を含まない)

総品目総額決定

1. 引 取 期 限： 令 和 8 年 7 月 31 日
2. 引 取 場 所： 和歌山県日高郡美浜町和田 1 1 3 8 (陸上自衛隊和歌山駐屯地)

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ見積(入札)いたします。

令和 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

※押印を省略するには担当者氏名、担当者電話番号の記入が必要です。

内 訳 (外税)

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	業務車2号		台	1			
2	1t水タンクトレーラ		台	1			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10	解体費	1日8時間とした場合の日当	日		△	△	
11	引取り費用	積卸し費用	式	1	△	△	
12	処分費	産業廃棄物収集運搬・処分	式	1	△	△	
13		以下余白					
14							
15							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

市価調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊和歌山駐屯地
第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨 殿

お問い合わせの際は
0738-22-2501 (内線347)
担当 高橋までお願いします。

¥ _____

(消費税を含まない)

総品目総額決定

1. 引 取 期 限 : 令 和 8 年 7 月 31 日
2. 引 取 場 所 : 和歌山県日高郡美浜町和田1138 (陸上自衛隊和歌山駐屯地)
3. 市価調査書期限 : 令 和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号

内 訳 (外税)

※押印を省略するには担当者氏名、担当者電話番号の記入が必要です。

No.	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1	鉄	鋳物	kg	70			
2	鉄	HS	kg	905			
3	鉄	H1	kg	54			
4	鉄	H2	kg	114			
5	鉄	級外	kg	312			
6	銅	並	kg	5			
7	銅	下	kg	2			
8	真鍮	真鍮	kg	9			
9	真鍮	鋳物	kg	3			
10	アルミ		kg	64			
11	鉛		kg	7			
12	ガラス		kg	19			
13	ゴム		kg	127			
14	未価値品		kg	57			
15							
16	解体費	1日8時間とした場合の日当	日		△	△	
17	引取り費用	積卸し費用	式		△	△	
18	処分費	産業廃棄物収集運搬・処分	式		△	△	